

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則	○福島県事務委任規則の一部を改正する規則	四
訓 令	○福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令	四
公 告	○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件	五
	○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件	五

規 則

福島県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十七年一月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第一号

福島県事務委任規則の一部を改正する規則

福島県事務委任規則（昭和四十四年福島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

- 第十五条第一項に次の一号を加える。
- 四十 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の施行に関する次に掲げること。
- (1) 第七十六条の六第一項の規定による指定した区間における措置命令
 - (2) 第七十六条の六第二項の規定による周知
 - (3) 第七十六条の六第三項本文の規定による措置及び同項後段の規定による物件の破損
 - (4) 第七十六条の六第四項の規定による土地の一時使用及び障害物の処分
 - (5) 第八十二条第一項の規定による損失補償

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

（行政経営課）

訓 令

福島県訓令第一号

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十七年一月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県事務決裁規程（昭和四十四年福島県訓令第三号）の一部を次のように改正する。別表第二の8の表道路総室の部道路管理課の項に次のように加える。

4 災害対策基本法の施行に関する次に掲げること。				
(1) 第76条の6第1項の規定による区間の指定		○		
(2) 第76条の6第1項の規定による指定した区間における措置命令			○	○
(3) 第76条の6第2項の規定による周知			○	○
(4) 第76条の6第3項本文の規定による措置及び同項後段の規定による物件の破損			○	
(5) 第76条の6第4項の規定による土地の一時使用及び障害物の処分			○	○
(6) 第82条第1項の規定による損失補償			○	○

附 則

この訓令は、平成二十七年一月九日から施行する。

（行政経営課）

公 告

公告第三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十七年一月九日

福島県知事 内堀 雅雄

一 申請のあった年月日

平成二十六年十二月十七日

二 名称

（変更前）特定非営利活動法人全国テコンドー道場協議会

（変更後）NPO法人福島県テコンドー協会

三 代表者の氏名

武田 正博

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市永井川字壇ノ腰十九番地の一

五 定款に記載された目的

この法人は、青少年や社会人に対し、日本古来から伝承されてきた空手道、柔術、居合道、テコンドー、ボクシング、キックボクシングによる武道や格闘技の素晴らしさを伝え礼節を修め、健全なる身体と精神の育成を目指す事業を行い、スポーツとしての総合武道で培った心技体を生かし社会に貢献できる人材の育成と、不登校、認知障害等を持つ人達が動物と接するアニマルセラピーによる情操教育によって社会に貢献できる人材の育成に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十七年一月九日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称

棚倉町土地改良区

退任した役員

氏名

角田 悦男

住所

東白川郡棚倉町大字堤字羽黒東二三番地

（農村計画課）